

決議 . 3 国際的団体とのパートナーシップ

1. 多くの国際NGO(非政府組織)がラムサール条約の締結に重要な役割を果たし、また長年にわたりこの条約の発展と適用に助力してきたことを考慮し、
2. ラムサール条約の国際NGOパートナーという立場で、バードライフ・インターナショナル、IUCN(国際自然保護連合)、国際湿地保全連合、及びWWF(世界自然保護基金)が継続的に行ってきたこの条約に対する重要な貢献を全面的に認識し、
3. 「国際NGOパートナー」という地位は、締約国会議の決議によりこれまでに一度も正式に認められたことはないものの、それが上記の国際NGOとラムサール条約との歴史的な関係の結果として登場したものであることを意識し、
4. さらに、「1997-2002年戦略計画」に、「条約の使命は、全世界で持続可能な開発を達成する手段として、国内行動と国際協力を通じて行う湿地の保全と賢明な利用である」と謳われたラムサール条約の使命に対して、他の国際的な政府間機関やNGOが貢献する可能性のあることを意識し、

締約国会議は、

5. ここに添付した規則、すなわち、同規則に定める基準に合致する団体に対してラムサール条約の「国際団体パートナー」という地位を付与することに関する規則を、採択する。
6. バードライフ・インターナショナル、IUCN、及びWWFが、この地位に相当することを正式に確認する。
7. 国際的団体が、正式に「ラムサール条約のパートナー」として承認を受けることに関心のある場合には、常設委員会の次回の会議の議題にその件を加えるよう、ラムサール条約事務局に申請書を提出すること、またそれを受けて常設委員会が、締約国会議に対して最終決定を求める勧告を行うことを決定する。
8. さらに、必要とみなされる場合には、常設委員会が提出する報告書に基づいて、締約国会議が、随時ラムサール条約に対する国際団体パートナーの実績について審査できることを決定する。